

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

工場法案

秘

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

東京大学
経済学
図書
21
L
7

工場法案

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場
ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ之ヲ適用

ス

一 原動力機ヲ装置スルモノ

一 事業ノ性質危険ノ虞アルカ又ハ衛生上有

害ノ虞アルモノ

第二條 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲ工場ニ於

テ使用スルコトヲ得ス但シ十歳以上ノ者ハ

本法施行後三年間ヲ限り之ヲ使用スルコト

ヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ引續キ工場ニ使用セ
ラルル者ニ限り爾後前項ノ規定ニ抵触スル

ニ至ルモ仍ホ之ヲ使用スルコトヲ得
行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ十歳以上
十二歳未満ノ者ノ使用ヲ許可スルコトヲ得
第三條 工業主ハ分娩後四週間ヲ経過セサル
女子ヲ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス
但シ分娩後三週間ヲ経過シタル者ニシテ醫
師ニ於テ就業スルモ健康ニ害ナキコトヲ證
明シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第四條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場
合ヲ除クノ外十六歳未満ノ者及女子ヲ午後
十時ヨリ午前五時ニ至ルノ間工場ニ於テ就
業セシムルコトヲ得ス
一 一時ニ作業スルニ非サレハ原料ニ變敗ヲ

生シ易キ事業ニシテ命令ヲ以テ指定シタ
ルモノ
一 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシム
ルモノ
前項第二號ノ場合ニ於ケル就業時間休憩時
間交替及休暇ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之
ヲ定ム

第五條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシ
テ一日十二時間以上ノ就業ヲ爲サシムルコ
トヲ得ス但シ命令ニ別段ノ定アル場合ハ此
ノ限ニ在ラス
第六條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ一
箇月少クトモ二日ノ休暇ヲ與ヘ又一日ノ就

業時間カ六時間以上十時間以内ナルトキハ一日少クトモ四十五分間、就業時間カ十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間、休憩ヲ爲サシム可シ

第七條 天災事變、場合又ハ事變ノ虞アル場合ニ於テハ行政官廳ハ前三條、規定ノ施行ヲ停止スルコトヲ得

臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケテ前三條、規定ニ依ラサルコトヲ得

第八條 運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危険ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕又ハ運轉中ノ機械ニ調帶、調索、取付ケ其、他命令

ヲ以テ指定スル危険ナル業務ニ十六歳未満ノ者及女子ヲ使用スルコトヲ得ス

第九條 毒藥、劇藥其、他有害料品又ハ爆發性若ハ發火性ノ料品ヲ取扱フ業務並著シク塵埃粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發生スル場所ニ於ケル業務其、他危険若ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニハ十六歳未満ノ者ヲ使用スルコトヲ得ス行政官廳ハ十六歳以上ノ女子ニ關シテモ業務ノ種類ニ依リ其ノ使用ヲ禁止制限スルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ命令ヲ以テ之ヲ指定スル前項ノ業務ハ命令ヲ以テ之ヲ指定スル場合ニ於テハ工場及其、附屬建設物ニ付キ危害豫防

上又ハ衛生上必要ト認ムル事項ヲ工業主ニ
命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部
ノ使用ヲ停止スルコトヲ得
前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スル
コトヲ得違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトス
ルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第十一條 工業主ハ其ノ使用スル職工自己ノ
重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ疾
病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ
第十二條 職工ノ雇入解雇周旋ノ取締ニ關ス
ル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十三條 職工若ハ職工タラムトスル者又ハ

其ノ法定代理人ハ職工若ハ職工タラムトス
ル者ノ年齢ニ關シテ戸籍吏ニ對シ無償ニテ
證明ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設
物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其
ノ證票ヲ携帯ス可シ

第十五條 第一條ニ該當セサル工場ニ付必要
ト認ムルトキハ勅令ヲ以テ本法ノ全部又ハ
一部ヲ適用シ又ハ別段ノ規定ヲ設クルコト
ヲ得

第十六條 第二條第一項第三條乃至第六條第
八條第九條ノ規定又ハ第四條第二項及第十
條ニ基キテ發シタル命令ノ規定ニ違背シ若

ハ第十條ニ依ル行政官廳ノ處分ニ從ハサル者ハ百五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條

當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨

ケタル者及當該官吏ニ對シ詐偽ノ所為ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十八條

工業主ハ其ノ使用スル職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十九條

工業主ハ代理人使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本法ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十條

工業主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ノ規定ニ依リ工業主ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ工業主ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條

明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附則

第二十二條

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條

本法ハ罰則ノ規定ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法ニ依リ
行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ可シ

工場法制定理由書

本邦工業ノ進歩ニ伴ヒ婦女及少年者ノ之ニ從
事スルモノ益多キヲ加ヘタルヲ以テ其ノ健康
ヲ保全シ工業上ノ危害ヲ豫防シ以テ秩序アル
事業ノ發達ヲ圖ルノ必要アリ是レ本案ヲ提出
スル所以ナリ

